西成区「あいりん地域のまちづくり」　第６９回労働施設検討会議　議事概要

１　日　時　　令和７年５月７日（水）　午後７時００分～午後９時００分

２　場　所　　西成区役所　４階　４－５・７会議室

３　出席者

（有識者３名）

　　福原大阪市立大学名誉教授

　　寺川近畿大学准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

（行政機関１６名）

大阪労働局　大島職業対策課長補佐、ほか２名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課　橋本参事　ほか６名

西成区役所　式地総合企画課長、宇野まちづくり推進担当課長、原保健福祉課長　ほか３名

（地域メンバー１３名）

　　村井西成区商店街連盟会長・萩之茶屋第１町会長

　　山田大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

　　牧萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社代表社員（代理）

　　山田ＮＰＯ法人サポーティブハウス連絡協議会代表理事

　　小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

　　小手川釜ヶ崎反失業連絡会共同代表（代理）

　　泊全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会分会長

　　梅澤釜ヶ崎地域合同労働組合 執行委員長（代理）

　　ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム渉外担当

　　小林住まいとくらしSOSおおさか実行委員共同代表

　　穴沢福祉支援者の集まり運営代表

４　議　題

・新労働施設に必要な機能について

５　議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、区：西成区役所、セ：西成労働福祉センター）

有　　それでは、労働施設検討会議を始めていきたいと思います。前回の２月はワンストップ相談窓口について、就労福祉部会からの提案を受けてざっくばらんな議論をしました。

今日は新たな年度の初回となる。それから労働施設検討会議のこれまで進めてきた中身については、前回はあまり詳しく出てこなかったということもあるので、今日はまず４年ほど前にできた「あいりん総合センター跡地等利活用に係る基本構想（活用ビジョン）」について、議論がどういったふうになっていたのかを改めてきちんと振り返っておくというところから始めていきたいと思います。

まず、南側の労働ゾーンについては、これまでの本会議の中で、まず確認しておきたいのは、建設費用48.5億円、床面積の8044.4㎡の新労働施設の基本計画、これを作成するところまでは来た。今日はその辺について事務局から改めて確認を兼ねて後ほどご紹介いただきます。

しかしながら、4年もの間が空いたので、この4年間の間に地域の状況、それから就労福祉を取り巻く課題等々も変化しているという状況があります。

したがって、新労働施設の議論を進めるにあたって改めて労働ゾーンの活用ビジョン、基本計画の内容を振り返って、そして課題とのすり合わせも進めていこうと考えているところです。

こういった点について、皆さんから今日は忌憚のない議論、その第一歩を踏み出したいと考えているところです。

従来は、前回やった会議の振り返りから始めるのですが、今日は今言ったように、この4年間、解体工事の凍結により新労働施設についての議論のタイミングを計っていましたので、まず大きな流れの振り返りから入っていくということで進めていきたいと思います。

それでは次第を見てください。議題の「これまでの振り返りについて」を資料1から3を使って事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

府　　はい。事務局である大阪府労働環境課から説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料と併せて、プロジェクターの方でも画面投影していますので、それらをご覧ください。

まず資料1のあいりん総合センター跡地利活用に係る基本構想、活用ビジョンですが、こちら令和3年3月に大阪府と大阪市が共同で策定したものでございます。

西成の地域、特にあいりん地域は大阪市が「西成特区構想」を策定し、「まちの活性化・イメージアップ」、「若者や子育て世帯の流入促進」を終局的な目標として具体的な取り組みを進めているところ。

昭和45年に建設された「あいりん総合センター」については、現行耐震基準を下回ることから、平成27年６月に「あいりん地域まちづくり会議」の部会である「労働施設検討会議」を設置し、施設の建替えについて具体的な検討を開始しました。

令和３年３月には、「あいりん総合センター跡地利用等にかかる基本構想」を策定し、「ボトムアップ方式によるまちづくり」による「隣地施設との連携」「実現するための仕組み」「土地利用及びにぎわい創出の方向性」などを定めました。

活用ビジョン策定における留意点としては、施策の立案段階から積極的に地域の意見を聴き、施策の内容に反映していく「ボトムアップ方式」で進めることとしています。その「ボトムアップ方式」によるまちづくりを実現するために、「あいりん地域まちづくり会議」を開催しています。

続いて３ページ目でございます。

土地利用については、跡地を「福利・にぎわいゾーン」「融合ゾーン」「労働ゾーン」の３つに分け、南側の「労働ゾーン」については、「西成労働福祉センター・あいりん労働公共職業安定所等の建替えを核にして、機能の拡充等を図ることで、多様な人が安心して暮らせる社会的包摂力を発揮できるような労働の拠点とする」としています。

続いて４ページ目をご覧ください。土地利用・機能配置のイメージについてご説明をさせていただきます。

資料の一番左側にありますブルーの労働ゾーンについては、労働福祉センター・労働公共職業安定所・ホームレス就業支援センターが入る「新労働施設」を核とし、就業支援や職業訓練、各種相談機能やハローワーク機能、福祉的機能等を導入するものとしています。

具体的な機能については、今後も内容を検討することとしています。

こちらの施設は、労働機能と北側に設置する福利機能・にぎわい機能等が、相互に連携が図られた連続的・一体的となる利用形態という形で運営するものです。

次の５ページ目をご覧ください。「あいりん総合センター跡地利用等にかかる基本構想（活用ビジョン）」では今後も、活用ビジョンに基づき大阪府及び大阪市が協調・連携し、地域からの意見などを尊重して、新労働施設の建設や北側敷地の利活用における活用ビジョンの考え方の反映を進めていきます。

続いて資料の２をご覧ください。こちらの資料は「あいりん地域まちづくり会議」の資料で2020年３月の資料でございます。

特に南側の労働エリアでどういった機能を持たせる想定であったかなど、ご説明させていただきます。

テーマ２の労働施設関係、資料の赤で囲ったところです。

あいりん地域まちづくり会議では、施策の立案段階から積極的に地域の意見を聴き、施策の内容に反映していく「ボトムアップ方式」によって議論が進められてきました。

南側に位置する新労働施設では、「①寄場機能」、「②駐車場機能」、「③ワンストップ相談窓口」、「④ホームレス就業支援センターの移設」、「⑤職業訓練（技能講習）機能・「仕事」の見える化」、「⑥利用者の福利厚生機能」、「⑦オープンスペース（防災機能など）」設置するということで検討がなされたところ。

続きまして、資料の３をご覧ください。

こちらはあいりん労働福祉センター改築工事の基本設計です。

令和４年３月に策定された基本設計では、地上４階建ての施設で、敷地面積が4,566.83㎡、延床面積が8,044.4㎡で、令和２年10月の試算ですが、48.5億円となっています。

１階に西成労働福祉センター事務室を配置し、国と府の共同利用オープンスペース待合、売店等を設置しています。

２階にはあいりん労働公共職業安定所事務室を配置し、一体的事業スペースや、国・府共同利用オープンスペース待合、共同相談室等を設置しています。

３階には西成労働福祉センターの技能講習室、年金事務所健康保険窓口、オープンスペース待合、共用会議室等を設置しています。

４階は就業支援センターの作業スペース等の機能を有した内容で設計されています。

先ほど申しましたように建設費については、当時の積算上限ですが48.5億円と試算しています。

続いて、次のページは「第13回あいりん地域まちづくり会議」の資料です。

これは、令和３年度に基本設計を検討するにあたり、考慮する事項を当時の労働施設検討会議でとりまとめ、その内容を、親会議である「あいりん地域まちづくり会議」に提出したものです。

当時の事項をご紹介します。

・駐車場については、求人求職者活動用及び一般来所者用として３４台以上を確保。

・24時間利用可能なスペースとして、オープンスペース待合、駐車場及びトイレの配置。

・最初の面談相談窓口としてインテーク窓口のスペースを確保。

・１階には食堂・売店及び西成労働福祉センターの紹介・事務相談を配置。

・１階及び２階については、早朝時には約１時間で400名以上が行き来するため、動線の確保や開放的なオープンスペース待合の確保。

などを当時検討しています。

次のページは、「第15回あいりん地域まちづくり会議」の資料です。こちらは具体的な基本設計を発注するにあたって、その前段となる条件等を記載したもの。

まず、基本設計については、この当時は５階建てで設計されていますが実際には4建てということで設定されております。面積につきましては8036.23㎡。

設計デザインにあたっての申し送り事項といたしまして、若者・女性・外国人、障害のある方など様々な利用者を想定いたしまして、それぞれに配慮された設計デザインとすること。

また、インテーク窓口の配置や向きについては、窓口としての親和性や動線も考慮し設計デザインすることとしています。

その他のところで申しますと、利便性と外観への配慮や、柔軟性の確保、利用形態への配慮、親和性と利便性の確保、将来開口の可能性に配慮といった要望となっています。

これらの事項というのを当時ご意見としていただいたところでございます。

事務局の説明としては以上でございます。

有　　はい。ありがとうございます。

今説明いただいた内容について、皆様方から色々と質問とかご意見あるかと思いますが、冒頭にお話ししたようにこの地域を取り巻く環境や、サービス利用者の状況も変化していく中で、それをどう変えていくのかということが改めてきちんと話す必要があると思います。

また、それに関連して、前回の会議でワンストップ相談窓口の取り組みのお話があったと思います。

一つはですね、ワンストップ相談窓口について、大阪府の資料を用いてイメージを見たわけですね。どこにこれを落とし込めるのかということになるわけです。

そういうことも踏まえて、皆様たちと色々と議論を深めていく必要があるだろうと考えています。

また、そうした議論の前に前回の振り返りについても先にやっておきたいと思います。

お手元に第68回労働施設検討会議の議事概要と、それから議事要旨があると思います。

時間の都合もあるので、議事要旨の方を見ていただきたいと思います。

議事要旨の（３）「主なご意見と今後の対応」ということで、前回の会議の概要がそこに示されているということですので、それを読み上げる形で振り返りをしたいと思います。

主なご意見として、大きく二つの項目についての整理をさせていただきます。

一つは、ワンストップ相談窓口等の配置の影響等について、皆様方から出された主だった意見。

一つ目の意見は「新労働施設は４階建てで、それぞれエリアが決まっていたが、２階あたりのエリアぐらいで収まるのか、あるいはワンフロア分が新たにいるのではないか。どれぐらいの規模をイメージされているのか。」ということで、従来とはやはり状況が変わった中で、この施設の床面積等々の広さのことについて意見がありました。

二つ目の意見は、「新たに機能を増やすとして、予算を上積みしてでも充実させる気が行政側にあるのか。」

三つ目の意見は、「このイメージをやろうと思ったら、１人や２人配置して、形だけ整えても仕方がない。必要な人員を配置しないとうまくいかないのではないか。」

四つ目の意見は、「福祉領域も重なった就労希望もある中で、ワンストップ相談窓口を維持、運営していくために、府市の垣根を越えてどのように話し合われているのか。」これは現在進めているところでありますが、委員の皆様方からも色々ご心配してご意見をされたということですね。

もう一つの柱は、国（大阪労働局）の関わり方について、ということで四つ意見をいただきました。

一つ目の意見は、「あいりん職安の義務として、積極的に職業紹介を行うこと。労働者にとって、この紹介実績では進んでいるとは言えない。」

二つ目の意見は、「あいりん職安は一番の責任所在としての自覚を持つこと。日雇い労働者の紹介だけでなく、もっと色々な人が新労働施設で仕事を見つけることができるように国が主導してやる、という姿勢をぜひとも見せてほしい。」

三つ目の意見は、「そもそもあいりん労働福祉センターや釜ヶ崎の主要施策は全て国が作ったもの。

経緯を踏まえて、今後の新しい労働施策や寄り場機能の確保も含めて、国が全面的に責任を持つこと。

府市に任せて知らん顔するのだけはやめてもらいたい。」

四つ目の意見は、「サポーティブハウスなどに住んでいる方は、障がい等で一般就労できない方が多い。一般就労以外の相談や職業紹介を行っていただける体制を国の責任で整備していただきたい。」

こういった意見が出されたところです。

前回の会議のまとめの話を簡単ではありますが少しさせていただきます。

・ワンストップ相談窓口は非常に有効なもので、具体的な形に作り上げていく方向で共通認識を持てた。

・労働福祉専門部会から新労働施設に「ワンストップ相談窓口」「福祉的機能（生活保護相談窓口及び結核検診機能）」の配置について、検討等の提案いただいた。この機能が本当に受け止められるのか、今後、議論して行きたい。

・増加する外国人労働者、高齢化する労働者、障がいのある方など多様な人たちを受け止められる状況を作っていくことが大事になってきている。

・新労働施設については、基本設計までできているため、計画を見直していく場合の課題や今後の進め方について、事務局から可能な範囲で説明いただき、皆様と丁寧に議論して行きたい。

この最後の部分については、先ほど大阪府から概要を説明いただきました。

以上、非常に多くの内容が、実はあるわけですけれども、これらを踏まえて、皆様方から既に出されている意見等もあるかとは思いますがそれも含めて、こういう機能をしっかり担っていただきたいというようなご意見等々を是非とも考えたいと思います。

いかがでしょうか。

府　　大阪府の方から簡単にご説明させていただきます。

令和３年度の時点で基本計画まで策定をされております。今後進めるに当たりまして、２月の会議の時に、福祉部門を含めたワンストップ相談窓口の設置についての機能をそもそも見直す、ということで今は中での議論が進んでいるかと思います。
　公共建築の進め方の中で、今あるものを機能の部分から見直すにあたっては、基本設計ではなくて、基本計画の修正から入らせていただきたいと思っております。

そのため、動き方といたしましては基本計画を見直しさせていただいて、その上で再度、それにかかります面積等を記載した基本設計。その後、実際に工事のための建設部材等を計算いたしました実施設計に入って、そこから本体工事という形になります。

そのため、おおよそ５年から６年ぐらい実際に竣工までの間はかかるというのが、今後のスケジュール感というところです。

本日、有識者からも先ほどお話があった通り、今後進めていくにあたって必要な機能等のご意見につきましては本日の会議を含めご意見いただいて、そこを盛り込んでいった形で、最終的には基本計画の見直しを大阪府としてもしていきたいと思っておりますので、皆様のご意見等を本日含めて頂戴したいと思っております。

以上でございます。

有　　よろしいですかね。もう既に４年前に基本計画があるわけですけれども、機能の見直し、特にはワンストップ相談窓口等々の機能、それから結核検診、生活保護の相談窓口なども含めた機能のあり方の見直しということを皆さんと一緒になって丁寧に議論するにあたって、多分１年ぐらいかかるかなというふうには思っているところです。ですので、これから時間をかけて、皆様と一緒に議論をしていきたいと思います。

その後に、基本計画、これを作るとさらに実施設計、こういうふうに３段階でそれぞれ基本１年ずつ時間が掛かるという、こういう理解でよろしいですね。

府　　基本計画、基本設計があって、実施設計ですので着工までには、その三つのプロセスを踏んでいく形。

有　　今現在、建物の跡地について、解体並びにその後の建設というかそのあたりのスケジュールも、皆さん気になっていると思うんです。その辺りは大阪府に聞いてよいのか、大阪市に聞いた方がよいのか。

府　　府の方で大阪市から聞いている状況だけ少しご説明をさせていただきますと、解体工事につきましては、大阪市議会の議決の案件になっているので、５月の市議会で契約についての承認をいただければ、その解体工事の着工に入る、ということを聞いています。

工事期間については、契約後およそ24ヶ月程度はかかるだろうということで解体までに約２年ちょっとくらいの期間が、今の状況ではかかるというところは聞いています。

今日は大阪市建設局の方がいらっしゃらないので、現時点で聞いている状況だけご説明させていただきました。

有　　ということは、今年は2025年ですが、2027年度の末くらいまでかかるということですかね。

府　　2026年度末（2027年３月）まではかかる予定にはなっていると聞いています。

有　　2026年度末、つまり2027年の３月以降に建設が始まるわけですが、すぐに建設は始まらないので、色々な準備に半年ぐらい１年ぐらいは。

府　　入札公告等がございますので、そこで施行主が大阪市から大阪府に代わります。大阪府の入札公告期間は半年、これは手続きとしてかかりますので、そこから着工という形になります。

有　　そうすると2027年までスムーズにいって９月に工事スタートするとして、その後２年ぐらいはかかりますよね。

府　　ただ、これは今回の機能部分の議論がスムーズに進めばということになりますので、その期間ありきと言うよりも、逆にそこの部分で必要な機能などはじっくりと議論をさせていただきたいなと思っています。

有　　入札の段階で実施設計もできていないといけないのか。

府　　そうです。実施設計までが終わった状態で翌年から工事着工のための入札契約との形になります。2027年度中に実施設計まで終わると一番最短という形になります。

有　　皆さんわかりますかね。新労働施設の検討がスムーズに進むということを前提に、スケジュールを見ていくと、2027年度中には実施設計まで作っておく必要があるというこういうことで、実はこれ、基本的に無理な話なんですよね。

府　　この機能部分っていうところを実際に整理を進めるにあたっては、機能の必要な部分の面積とか規模を、夏までに決めてしまわなきゃいけないというのが現実的なタイムスケジュールになってきます。

実際には設計して終わるわけではなく、実際の運用面や費用負担のところも含めて、きっちりこの時点で整理しておかないと、後から変わってしまった時にはまた議論が振り出しに戻ってしまいますので、その議論というのはちょっとじっくりとさせていただきたいなと思っています。

有　　今年中に基本計画ができて、2026年度には基本設計ができる。

そして、３年目の2027年度に実施設計が完成するというのが最短のタイムスケジュールということになります。

とは言っても一方で冒頭お話したように、あいりん地域の就労福祉を巡る状況は、新たに色んな課題が出ている中でやはり丁寧な議論をしていく必要があり、それは本当に短時間できるのかっていうところは課題になっています。

これまでも中々工事を始められる状況になかったが故に、多くの委員の皆さん方からは、もうさっさとやれよ、というようなご意見も伺っております。

とはいえ、やはり現状を考えて少し丁寧な議論が必要だというふうになってくると、今年の夏までに修正版の基本計画を作成するのは、かなり無理があるなという話ですね。

今年１年はもう基本計画の議論をきちんとやって、その上で来年度に、2027年３月までに基本設計の見直しをしていくということですよね。そのようなスケジュールでとりあえずご理解いただければなというふうに思っているということです。

これは先延ばしにしているのじゃないかと言われる気もするし、他方でもっと丁寧に議論せんかいというふうにお叱りを受けることもあるような、当然両方の意見があって当たり前なんですけれども、そのことを見越して少し丁寧に今進めさせていただいたところです。

ということで、タイムスケジュールなどについて、まずはご理解いただいたということで、中身について少し議論していただければと思います。何からでもいいので、ぜひ色々意見をいただければと思います。

いかがでしょう。

　　　とりあえず、ワンストップ相談窓口の議論があるので、そうしたことを上手く組み合わせた議論になるかはわかりませんが、関連して有識者の方から現在の基本計画の図面を使って説明していただきます。

有　　はい、よろしくお願いします。ちょっと見にくいのですけど、資料があるので、あいりん労働福祉センター改修工事基本設計概要の資料３になります。

もう皆さんだいぶこの議論されて、結局この基本設計まで終わった段階でこのプランニングが出てきた訳です。

今のところですね、前の労働センターと同じ規模の間取りが計画されていて、今のところですね、１階の部分、２階の部分という形で皆さんの資料が出ております。

これから議論しないといけないことっていうのは、基本構想を組み立てていくことになるんですけれども、ポイントとなってくるのは、おそらくこの１階部分のインテーク窓口のところと、それから２階にあります一体的事業スペース103㎡というところが、前の第１次のこの基本設計の中で出てきた、今回ワンストップの方で考えようかと言っている部分について、想定されていた面積がここに入っているということになります。

ただこれに加えて、時間が経ってきたということになっていますので、労働市場をもう一度踏まえた上で、どこまで空間が要るのかっていうことについて、今一度ですね、府としても国としても市としてももう一度確認して、新しいプランニングに反映させていきたいということだと思います。

そういう意味で言うと、ゼロから組み立てるとまたかなり時間かかると思いますので、ベースは今皆さんがこれまで検討していただいたこれを元に、どれぐらいの労働者、どういう人たちを受け止めて、それから一体的事業、ワンストップっていうのは誰を対象にして、どれくらいの空間がいるのかっていうのを手がかりにしながら、その間取り、プランニングも含めて、もしかしたらワンストップが大きくなるかもしれませんし、全体が小さくなるかも分かりません。そのあたりを少し検討して議論していこうかなと思います。

特にここに関して言いますと、オープンスペースが結構ここに用意されていますので、そのオープンスペース、例えばですね、１階のオープンスペース待合というところでも約560㎡とか、２階でオープンスペース待合が467㎡、国、府の共同オープンスペース待合が78.09㎡という形で、一応こういう計画で、労働者の方がそこで待っていただけるようにということで計画されています。

では、どれぐらいのボリュームで誰がということで、ここの使い方も含めてですね、皆さんに検討いただくということになるのかなと思います。

これから皆さんのお話を伺いながら、私の方でもプランの修正であったり、これでいいでしょうかという形で進めていきたいのですけども、これが前回の計画案のイメージです。

プランを見てもなかなかわかりにくいということもあるので、動画にしましたので見ていただきたいと思います。これがまた基本計画からやり直すっていうのはちょっと結構ショックなのですけれども。

有　　外観は結構しっかりイメージ図ができているので、あんまりこれは触らない形で。

有　　これがゼロからとなるとちょっと暴れるかもしれません。

ただやっぱりこれからの市場をどう見るかっていうことで、恐らく、より効率的、効果的、居場所も含めてどうデザインしていくのかっていうことはすごく大事なテーマなのかなと思います。

これがちょうど萩小の森、市営住宅から見た南側になります。前の方も割と車の立ち合いというのですかね、そういうところはストックしていて、計画の特徴としてはそこを比較的オープンにしながら、おっちゃんたちにもいてもらえるような場所を作ったらどうかって話です。

これがインテークですね。インテークがこういう形で、これは大きさが変わってくるのだろうと思います。

エスカレーターを上がって２階に上がります。

それでオープンスペース待合があって、今度は職安の事務室になります。これが366㎡。

それからオープンスペース待合を超えて共用会議室、一体的事業スペースという形で会議室がこういうふうに並ぶということになります。

ここは共用の相談室になります。

これは職安の事務室ですね。

これは研修室になります。共同会議室です。

これは北を向いています。これは３階、これは屋上ということになります。はい、以上です。

こういう形で皆さんが、計画されたものは一応この段階まではできています。先ほど言いましたように、ワンストップと一体的事業スペースということになります。以上です。

有　　有識者の方で非常にわかりよくイメージされたものを紹介いただきました。

皆さんもようやく少し前のイメージを復活しつつあるのかなと思うのですけども。

今の現状を踏まえて、あいりんの労働施設の内容を考える上での課題、私の方からいくつか出しておこうと思います。

一つは、寄り場を利用する日雇労働者の数が非常に減ってきている現実があります。そういう意味では、寄り場機能を廃止はしないけれども、やはり縮小する必要があるだろうと。

他方で、先ほどあったように外国人や障がいのある人、それから高齢だけども働きたいと思っている人、それからいろんな課題を抱えている若者、そういった方たちの就職相談が相当増えてきている実情があります。

あるいは生活支援を求めて、この地域を訪れる人たちも増えています。

そういう意味ではワンストップ機能をどれぐらいの規模でどれぐらいの体制で実施していくのかについて、きちんと議論する必要があるだろうと。これが二つ目です。

合わせてそれとも関連して一般職業紹介、ハローワーク機能を、日雇労働者だけではなく、一般の職業紹介機能を充実させていくというところの議論も進めていく必要がある。

これは市、府、国さんが一緒になって行うであろう一体的事業実施という形で具体化、プラス、ハローワークさんが持っている様々な職業紹介機能、こういったものをどういう形であいりん地域の集約をしていくのか。これは新労働施設外の関連施設との連携もあわせてですけれども、そのあたりのことを議論する必要がある。この三つだというふうに思っています。

それから四つ目に、生活保護関連の相談として結核検診の話を区さんが言われている課題ですけれども、これをきちっと受け止めることについての議論をする必要があるかと思います。これが四つ目ですよね。

それから五つ目は、ホームレス就業支援センターは、このあいりん地域における必要なものをきちんと事業展開されるというふうに考えていますけれども、ホームレス自立支援法は時限立法ですので、ひょっとしたら2027年に延長しないっていうふうなことがないわけではない。

それを見越してどういうふうに就業支援センターの機能を、より現状に合ったものに変えていく必要があるかどうか。変える必要ないというのも一つの結論ではあるんですけども、これについて議論をする必要があるんじゃないのかなというふうに思っているということです。

それから六つ目は、西成労働福祉センターは直接関わっておられますが、職業訓練とかの取り組みもやっていこうとか、技能講習等とかの話もありますがそういった部分をセンターの中で、さらに拡充、充実していくにはどうするのかというふうなところも大事だろうというふうに思っています。

それからもちろん来られた方たちの福祉的な機能、これは前から既に提起されている部分ですが、それの中身をもう少し丁寧に議論する必要があるというふうに思っています。

七つ目ですが、女性の利用者の人たち向けの、特に子育てされている人たちに対する機能をどこかに用意する必要があるだろうというのも前から提起されてきたものです。

ここもちゃんと踏まえて議論する必要があります。

北側施設もありますので、一体的にそれを受け止めるようにするのか、それぞれで作っていくのかというふうなところも含めて議論いるだろうというふうに思っているのですけどね。

誰かこれに絡んで発言してほしいのですが。

→　　あんまり関係ないかもしれないのですけど、設計図で５階建ってでているんですけど、建物自身は４階だと思うのですけど。ただ屋上を使うようなイメージで表現されているのと、屋上の面積を平米数に入れているとかいうことがあるからかどうか知らないのですけど。

建物的には4階建てだけど、５階建てと表現しているのは、そういう建築設計上の言い方があるからそうしているのか。

そこともう一つ聞きたいことあるのですけど、そこはどういう整理をして５階建てと言っているのかが一点なんですよね。

二つは、先ほど大阪府の方が説明された中で、解体工事については大阪市の方だと、５月の市議会でその議案がかけられて、それが通れば進んでいくという説明があったと思うのですけど。

建物自身は大阪府の建物というか、所有的な関係もあったと思うのですけど、それが大阪市にその振り分けたっていうのはどういう整理の仕方で、そこは大阪市が議会でそうやって解体は大阪市だと。そこの区分けと整理は、市と府がどういうふうにされた結果そういうてるのかなということなのです。そこを説明してほしい。以上２点です。

府　　まず一点目ですけど、地上５階建てというのは令和４年の２月時点のもので、実際の設計は地上４階になっています。

だから、５階っていうのは、この図面に落ちる前は５階で想定していたけど、実際図面では４階建てになっているので、もう５階というのは過去の検討の中での話であったという形でご理解をいただけたらと思います。

なので、地上4階建てです。解体と建設についての整理はちょっと担当の方から説明させてもらいます。

この建物の解体撤去工事につきましては、今おっしゃいました通り、国府市という３者が建物管理者としています。

その３者で協定を結びまして、大阪市が一括して解体撤去工事をします。それにかかる費用については協定に基づいて負担を3者でするというふうな取り決めを行いまして、今回解体撤去工事を大阪市の方で発注されているということになる。

ですので、費用はそれぞれが払っていて、契約手続きを大阪市が代表してやっていただくという形になっていますので、それぞれ負担に応じた支払いをしていますから、大阪市に丸投げをしているってわけではないんです。

あくまでも手続きを大阪市にお願いをしているということです。

→　　市議会の決議だけで府と国のやつも解体というあたりについては、それで済むというような法律的な整理があるということですか。

府　そうです、はい。

→　解体がもう始まりそうなわけですけれども、それこそ、うちはその解体工事の現場の真前というか、そこに位置しているんですけども、解体の工事時間とか解体で出る騒音とか、いろんなことがあると思うんですね。

住んでいる人たちが実際たくさんいらっしゃって、そういう方たちに説明とか、そういうことはなさるんですか。

府　　すみません、ちょっとこの場に大阪市の者がおりませんので、今私の方からの説明は差し控えさせていただくんですけれども、それはちょっと今回宿題という形にさしていただいて、そういったご意見については、

　　大阪市の担当の部局の方に、そういったご意見があったということでお伝えをさせていただきます。

有　　非常に大事な課題だと思うんですよね。私がどうこうできるわけじゃないんですけれども、次回のこの会議のときにそれをきちんと回答させていただくというふうにしたいと思います。

直接なのか間接的に聞いた話をこちらが伝えるということになるかちょっとわからないのですけれども、万が一、次回の会議までに工事が始まるようなことがあれば、それは事前に担当部署から地域住民の方々に、チラシかどうなるかわかりませんが周知されるものだと期待しております。

それしか言えないです。

ということでまた何かあれば、行政関係者の方にどうなっているのかをお伝えいただければよろしいですかね。

府　はい。

有　あといかがでしょうか。

→　まず本当に初歩的な質問からですけど、全てが終わるのは何年で、再オープンするのはいつになるのですか。

先ほどの説明の中でちょっと聞き漏らしたのかもしらんけど、2029年の秋ぐらい。

最短で行ったら。その辺は。それが一点です。

府　　このまま議論がスムーズに進めば設計そのもの自身は2027年度。工事が2ヶ年かかりますので、2029年度というところで最短という形にはなります。

ただ先ほど申しました通り、この今後の運用も運営も含めて、ちょっとまだ整理しなければいけない課題が実はたくさんありますので、今年度は計画そのもの自身を作り変えるというよりも、中での調整とか議論というのはちょっとさせていただけたらと思っております。

ですので、最短で2030年。

→　要は町でおっちゃんたちに聞かれたときに何て答えたらいいのかということを意識しているのだけど、2030年の４月ぐらいというふうな。

府　　2030年度なので2031年３月ですね。

→　31年の３月、６年後いうことですね。

はい、分かりました。

あと解体工事はまもなく始まっていつ終わるのですかね。これも何か聞かれたときに。

府　　すみません。ちょっとそこは私どもで正確なところはお答えできませんので。

→　あともう一点、その間ですね、あそこの跡地を利用する方法みたいなことを何か考えられるのじゃないかと思うのですけど。

例えば、少なくとも、あそこの鋼板塀には当然ながら、この工事はどれぐらいのスケジュールでかかりますとか、出来上がったときはこういうようなイメージとか、あとはいろんな条件も書くでしょうけど、そういうのは大きな看板で説明するという必要は絶対にあると思いますから。

そういうことをやった上でなおかつ活用するというのか、ただ待つんじゃなくて、何かできるんじゃないかという議論を地域ではしております。

こちらの方も、そういう課題があるように思うということです。

有　　1つは、外壁白塗りではなくてそれを使って、工事、それから工事完了後の事柄について色々な情報公開をしてほしい、まずはこれですよね。

もう一つは、何かハード的なもので活用って話はされてはいなかったのでしょう。

→　そういうのはちらほら出ているのでね。そういう課題があるんじゃないかということでこれを挙げたのです。

有　　二つの使い方という理解でいいですよね。

→　そうですね。

有　　はい、ありがとうございます。

これを議論するのはこの場になるのかな。

→　この場にはならないと思うのですけど。

有　　情報公開するという、工事についてあるいは、建物ができたときの活用方法とかそういうことの情報公開については行政側の責務として。

→　しっかりとやらないと。大きな看板をあちこちに。

有　　ある種文化的なものなので。ちょっとまた要検討させていただくということになろうかと思います。大事なテーマだというふうに思うので、ちょっとこちらで検討してみます。

→　平日朝８時ぐらいから９時ぐらいまでビラ撒きとかやっているんですけど、そこでいろんな労働者が声をかけてくれるんですけどね。

今、広く鉄板が張られているけど、あそこやっぱり何も潰さなくたって前から皆さんも言っていますけど、潰さなくても、あそこ十分活用できるんじゃないかっていう労働者の声も何人か聞きますので、やっぱりこの建て替えるっていうことについて、ちょっと1回、立ち止まってもらいたいなと。

建物はやっぱり労働者のためにできた建物なんですから。

そういう労働者の声っていうのはもう少し耳を傾けてもいいんじゃないかなと思います。

有　　はい、ありがとうございます。他どうでしょうか。

→　すみません、解体の、一気に全部壊すのですか。それとも南側から先に壊すんですか。

有　　どなたか、区役所さん情報をお持ちでないでしょうか。

区　　まだ工事自体の契約がなされていないものですので。

→　それとこの出来上がりが2031年３月っていうのは、この労働施設の方が出来上がるだけですね。

北側はこの時期にはまだ出来上がらないということですよね。

有　　北側については、西成区さん何か、回答はありますか。

区　　北側の施設につきましては、福利にぎわい検討会議でどういうものがいいだとかまた市場調査も進もうとしているところなので、今現時点で労働施設と同じタイミングでできるとか、そこまで何か明言できるものがある状態ではないです。

ただ、例えば労働施設が立ち上がってから北側施設を作り出しましょうとか、そういうどっちかがどっちかの条件に引っかかっているというものではないということでご理解ください。

→　解体はこれを一括して解体するっていう形なんですか。

区　　そこは建物一つですからね。

有　　そこは把握されていないところですのでね。よろしいでしょうか。

→　　先ほど有識者のお話の中で、労働市場が縮小しているというお話があったんですが、市場が縮小しているなら、それに合わせた新しい基本計画をやり直すっていうのもそれはそうだと私は思っています。

ただ、センターが半分、機能不全的な状況になっている間に、地域内にはかなり建設会社の事務所が増えていて、結局、労働福祉センターを通さずに、建設会社が自分の事務所の前で求人するんだと、労働福祉センターが一切タッチできない状況の中で、今のような労働福祉センターの求人の現状にも繋がってると思うんですが、それについて労働福祉センターがそもそもなぜできたかと言うと、青空市場であった、その地域の労働市場に一定の労働者が不利益にならないための、それを目的としてできたと思うんですが、それが地域で勝手に求人しているから縮小しましょうということでいいのかどうか、商工労働部、西成労働福祉センターに、ちょっと伺いたいと思うんですが。

有　　はい、大事な質問なんですけども、これは労働局さん、あるいは西成労働福祉センターさん、建設産業におけるその求人求職のありようの変化というところで、もし何かご意見をお持ちでしたら、労働局さん、お話いただければと思います。

国　　はい、すみません、今、建労法と言ってるんですけども、ある一定地域で人を募集するような場合は、その募集する人を届け出ないといけないというのがございまして、要はそれから手配師とかに、してもらわないようにということで、会社の方が直接募集しいやということなんですけど、それで西成区っていうのがそこに指定されております。

その関係で我々、西成福祉センターさんもそうなんですけども、地域パトロールとかもさせていただいて、手配師のようなことをやってる人がいれば、当然指導していっておりますので、当然、縮小と仰ってることが、もうそれぞれが直接募集するから、それでやっていこうということではなくて、もうそれは全体的に従来と比べて数が減ってるよねっていうことをおっしゃってるんやと思いますんで、当然我々としては、センターさんもそうですけど、必要なことはもちろんやっていきます。

それをやったとしてもおそらく、従来から比べたらやっぱり人は減ってるよねっていうことを、おっしゃっているんだと思いますんで、それはそれを踏まえて、当然今後議論していくことですので、今設計されてる広さが適切なのかどうかっていうのが、この数年でも減ってるよねっていうことなのか、それとも最近はその辺変わってないよということなのか、それは今後の議論だと思うんですけど、はい、もう我々としてはやることをやっていくと、いうことだけははい、この場でちょっと申し上げたいと思います。

有　　西成労働福祉センターさん、何かお願いいたします。

セ　　はい、西成労働福祉センターです。先ほど、地域内で事務所が建っているということで、ご心配されておられましたけども、確かに増えてはおります。

ですが、元々うちで窓口の求人等出していただいた事業者さんがほとんどですので、事業者さんが事務所を構えたからといいまして、うちとは全く関係ないという状況ではございません。

それともう1点は、求人受理という形で、窓口ではなくても相対方式ではあっても、うちとしては求人受理という形で毎月まわっておりますので、どこの事業者さんがどういう条件を出しているというのはかなり把握しておりますので、その辺につきましてはご安心いただければと思っております。

有　　はい、どうもありがとうございます。

現状、今お話いただいたようなところだと思うんですけども、ちょっとこれ私の理解が間違っていれば訂正いただければと思うんですが、いわゆるそのひとり親方的な働き方をする建設労働者は昔から一定数いると思うんです。

そういった人たちは景気が上向いている状況のときには、仕事にありつけるので問題はないですけど、結構、業者によっては、あるいはその景気の善し悪しによって仕事にありつけないっていうことはあると聞いています。

今そういう時代ではないので、ひとり親方の人たちの雇用の不安定さってことは問題にはなっていないのかどうかというと、ちょっと気にはなるんですが、まあそういう人たちの問題ではないんですよね、今の現状ね。ひとり親方の人たちは基本労働政策の対象外っていうこともあるので。

国　　当然その実情として、ひとり親方とは言いながら、どっかの従業員じゃないかとかいう実態が見受けられる場合でしたら、雇用関係ということですので、それはもうその実態がどうかということを踏まえて適切に取り扱っていただくというふうな形ですね。

だから、まあこれもまた西成センターさんもそうだと思うんですけども、やっぱりそのひとり親方的な人柄もそうだとかいうようなこともあるような形では聞いたりしておりますので、それは労働局の方としても、例えば監督署とかそういうようなところで、そういう不適切な状況がもしあるんであれば、それは指導していくっていうことになりますし、もちろんひとり親方としてほんまにやってる、個人としてやってる方もいらっしゃるとは思いますんで、それはその状況その実態を踏まえての話ってことになるかなと思います。

有　　はい、ありがとうございます。

けっこうまあその日雇いであったり、一応その正規の雇用を踏まない期間雇用的な、短期の雇用であったり、ひとり親方っていうものを色々な形態のものをその場その場でうまく活用されているのが実態かと。

それをちゃんとどう支えていくのかっていうのが難しいところがあるように思うんですけども。

長期的にはこれをどういうふうに、働く側と雇う側両方にとって、より利便性の高いものに、行政から見ればシンプルでわかりよいものにしていくかは、長期的には色々、議論していかないといけない。

と言ってもなかなか難しいんですけども。

→　　二つあります。

私これ見てですね、こんな大きな建物が建つんだったら、地下が一体どうなっているのか、なぜ地下がないのかと思って。

普通は地下に駐車場があったりするでしょう。

それがないときに、これ災害のときは国が関係してたら、本当にそのことを一緒に考えていかないと、この大きな場所をね、一緒に考えていく必要が本当にあるんじゃないかっていうふうに思うのが一点です。

もう一つは、この仕事が減って、その縮小という形の中であるけれども、本当に緊急で来る人たちの、これだけのスペースがあるのだったら緊急一時保護の場所をこの中に一緒に作っていくという方法もあるというふうに思います。

本当にもうまず仕事の確保から始まるので、仕事を探すその間だけでもいいので、何かそういうことが福祉的なことが一緒にこの中で出来たら、この空きスペースというか色んなことが本当に福祉と一緒にできていくんじゃないかなというふうに思うので、またそんなふうにいろいろ進んでいけばいいなっていうふうに思います。

有　　はい、ありがとうございます。

センター跡地で労働施設の防災機能をどうするのかっていう議論は前にも出ていたので、それはもうきちっと今後議論、全て課題ということでこの場で議論されるかいうふうに考えています。

それから、何というか今お話であった緊急支援の必要な相談者の人たちの対応ということですが、これもね、従来、就労福祉専門部会の中での議論があるので、それを機能の部分だけだったので、その機能も、新労働施設の中でどう具体的に実施していくのか、そのための人員配置それから空間利用のあり方、これについては、別途その専門部会的なものあるいはワーキング的なものを作ってですね、議論していく必要があるだろうというふうに思っています。

この地域に活動されている福祉関係の事業所の皆さん、もうここになかなか出てこられているわけじゃないんでね。そういう意味で、専門部会の面々を軸にしながら、あるいはちょっと増やしたら良いと思うんですけども、そういった部会あるいはワーキングを作ろうというふうにこれ私というか、内々でちょっと議論してるところなんですけど、それを進めればと考えているということです。

皆さん方の方も、もしよろしければご了解いただきたいというふうに思うんですけど。

有　　今の有識者の説明とほとんど一緒なんですけども、バラバラでやってしまうと、また確認するのにタイムラグが出たりとかってこともあるかなと思うので今後の検討ですけれども、必要に応じて合同開催とか、そういったこともできてもいいかなっていうふうに試案をしているところです。

→　　すみません。初めて参加したので、もう他の方はわかっていらっしゃるかも知れませんけれども、今聞いたのは、実施設計は2028年からという話だったので、基本設計ができているので、普通次の段階は実施設計じゃないですか。そして着工でしょう。

有　　はい。

→　　基本計画からどの程度見直すかわからんけど、基本計画から見直すという話になってるということですよね。わかりました。

有　　ありがとうございます。大事な確認です。

→　　いやそもそも、前の会議でも言われてたんですけど、今日の会議でもいまいちよくわからなかったので聞きました。

有　　はい。委員からお願いします。

→　　前回参加させてもらって、前回の話し合いとかそれからレジュメ出ていますけども、まとめがすごく重要だと思ったんですよ。

それで特に今後の対応というところで、ワンストップ相談窓口は非常に有効なもので、具体的な形に作り上げていく方向で共通認識を持てたと。

それでこれ、共通認識をもっとちゃんと持てていたのかどうか、共通認識ってやっぱ中身も含めた共通認識だと思いますので、またさらにその下に書いてあるその増加する外国人労働者とか高齢化する労働者、障害を持った方など多様な人たちを受け止められる状況を作るということが大事になってきているということになると、受け皿とか、仕組み、そういうものも含めて検討していくという作業が出てくると思うんですけども。

そういうことを具体的に進めていくということも含めての共通認識ということで捉えればいいですかね。

有　　はいその通りです。

一つはワンストップ相談窓口がそれにあたりますし、一つは後で大阪労働局さんから、ご紹介いただこうと思っていますが、地方自治体さんと国さんの一体的実施事業という制度的な枠組みがあるんですね。

もうこれをしっかりあいりん地域、西成バージョンとして、作っていくっていうのはもう一つの柱だというふうにこれまでもこの会議でそこは議論してきました。

その中身については、まだこれからですけどね。

そこはちょっと後で国さんに少しご紹介してもらいたいというふうに思いますが、委員からも手が挙がっていたので、先に聞きたいと思います。

→　　先ほどの委員の質問に関してなんですけども、西成労働福祉センターさんの方で、新しく増えた人夫出しの事務所とかはもう既に把握してるっていう話だったんですけども、実態はそうなのかもしれないんですけども、寄せ場として変わってなかったとして、例えば求人媒体に載っている日雇いの仕事みたいな市場ってのはどれぐらい変化はあるのかっていうのを知りたいっていうのが１つと、最近社会問題にもなっているスキマバイトですね、要は日払いで、かつ、すごく労働者にとってスポットで入れる仕事、昔でいう日雇い労働が今そこに当たってるのかなと思うんですけども、そこの需要の拡大の塩梅みたいなものを西成労働福祉センターでは、どういうふうに認識して課題感を持ってるのかっていうのをお聞かせ願いたい。

有　　はい、ありがとうございます。

今、情報誌の話それからスキマバイトですが、もし何か西成労働福祉センターさんこの辺に関する情報あればお示しいただければというわけです。

セ　　はい、スキマバイトの件なんですけれども、これうちの役員さんからもいろいろとご意見いただいてる面もございましてですね、事業者が直接賃金を支払うんじゃなくて、募集しているサイトさんが払っているところもあって、様々なトラブルが指摘されていることは、うちも認識しています。

センターで行っているセンターナビっていう求人サイトですけども、職員が内容を確認した求人を受理し、その求人情報をセンターナビで提供し、あとは雇用主さんと直接やりとりしてもらうことになりますので、そこの違いは色々と利用者の方に説明させていただいているところです。

スキマバイトのところにつきましては、かなりちょっと複雑な問題になっておりますので、各公共機関ともお願いしながら、いろいろと今は手探りの状態といいますか、色々と調査というか、勉強している最中と、ご承知おきいただければというふうに思っております。

→　その上で何が言いたいかって言ったら、寄せ場のような今の相対方式でのニーズは下がっているかもしれないですけれども、求職者のニーズとしては潜在的には存在しているんじゃないのかっていうところと、求人業者がただ寄せ場を避けているだけであって、求人ニーズとしてはあって、そこにもっと我々釜ヶ崎の方でアジャストすることによって、もっと求人が増えていく可能性はないのかなっていうのがあるのと、スキマバイトに関しては、これは西成労働福祉センターさんに求めるものではないのかもしれないですが、我々やはり、不安定就労層を受け止める活動をしている団体もこの町にはたくさんあって、その人たちもいろいろな課題を抱えながら、一つの合理的な働く手法でもあるっていう部分も含めてもあるのかなと思っていて、そういった要は不安定就労層を受け止める１つとしてスキマバイトっていうところも、今後もっと我々の方でフォーカス当てて、例えば、それを受け入れるっていう方法とかみたいな検討の余地があるのかなと思って聞いたんですけども、すみません長くなりましたが、要は求人マーケット自体は実は増えていて、相対方式だけが減っているっていう可能性はないんですかね。

セ　　その件に関しては、一面はおっしゃる通りありまして、先ほど話した通りセンターナビ、求人情報サイトについては、令和５年９月１日に開設してユーザー数が9000人を超えています。

なので、今、西成には来なくても、そこをいながら直接話するという面では、求職者の市場については、寄り場では減っているけれども、実際には増えているという可能性は大いにあるとは思います。

有　　センターさんの方でもう、登録している労働者の人たちを直に業者に求職できる仕組みになっていますよね。

セ　　求人情報サイトというのは個人情報は一切取ってないんですけれども、LINEについては友達登録してもらっている約800人おられるんですけど、その方については、例えば求人で事業者さんがあと1人足らへんという場合は、即座にそれを流した上で、窓口に来てもらうというような情報発信の仕方をしております。

有　　はい、どうもありがとうございます。この課題、非常に大事なので、ちょっと今はこの会議とは違う文脈ではあるので、この会議でどうこうってのはならないんですけども、関係者の人たちが集まってね、ちょっと何か意見交換する場を持った方がいいかも知れないですよね。

→　文脈としては、私の中では担保しているつもりであって、要は今この施設で当時とは状況が変わっているから面積もって話なんですけども、今の相対方式で見たときには、ニーズは下がっているかもしれないんですけども、求人市場においては変わっていない。

そこを我々、西成というかこの地域がそこを、何て言うかな、アジャストできてないから、もっと余地があるけども、そこ取れていないんだったら、なんていうか、もっとソフト面を変えることによって拡大するということができますし、これ我々多分皆さんもわかると思うんですけども、やっぱりインターネットで派遣とかで転々としている人たちっていうのは、もうどんどん課題を先延ばしにしたまま潜在化、点在化していって、困窮状態に入っていく人が、孤立状態の人が多いので、こういったワンストップ窓口がある場所にこういう求人の窓口があるってのはめちゃくちゃ強いことだと思うんで、そういった意味で暗になんですか、西成労働センターの求人数が少ないから、ニーズ減っていますよね、面積減らしましょうねっていうのはちょっと安直過ぎるんじゃないかなという意見です。

有　　従来型の寄り場機能は対面での利用者が少ないので、減らさざるを得ないと思っていて、その新しい課題が今、議論されているように思うので、そこの部分の対応の仕方は、どういうふうにするのかをちょっと真剣に、新しい紹介、労働市場の安定化に向けた新労働施設の機能を考えると。それが西成福祉センター。

府　　例えば、寄り場に係る部分の、要は代替としての、どういう機能を求めるのかというところ。

有　　ちょっと議論の場をどうするか、ちょっと検討させてください。

ありがとうございます。委員、お願いします。

→　　先ほどの続きです。

共通認識ということであれば、本当に府と市と国もですね、その辺のきちんとこの辺の問題が連携できてるのかどうかっていうことと、それからそうするとですね、それで一歩進めるとなると具体的にいろんな課題を進めていくということになると思いますけど、そのときですね、1つ私がやっぱり提案したいのは、この現場でね、実際に支援してる人を声、そういうものを聞く機会を作ってほしいなと思いますね。

ですから例えば、ワンストップ窓口ということもあるとすると、窓口で対応できる人材とか、それからスキル、それから人はどれぐらい必要なのかとか、そういうことも具体的に問題になってきますし、あとはやはりここでも書かれていますけども、一般就労に馴染まない、福祉要素もあわせて必要な人たちの就労をどういうふうに作っていくかということも、かなり難しい問題。

ですから、そういうことはですね、やはり現場の声をどんどん引き取ってもらいたいです。もう声を聞くということよりも意見交換というかね、そういう場がそれなりにあった方がいいのかなというふうに思いますので、一つご検討をお願いしたいなというふうに思います。

有　　はい、ありがとうございます。これについては新労働施設におけるワンストップ相談窓口の担い手、それからハードの空間作りについては、その専門家、地域の専門の人たちが集まって議論する場をまず作る必要があるというのは、お話をしたとおりなのですけども、できて以降も、何ていうか新会議のような形で関係者の人たちが集まって議論するのは当然必要だと思うんです。

それは、ここはもうそこまで踏み込んだ議論は出来ないんですけども、そういうものが必要というふうに思っています。それともう一つ、委員が最後にお話された、紹介だけではなく、特に一般就労になりづらい社会的な就労あるいは何ていうかな、中間的な就労のような場を必要とする人たち向けの、働く場の提供という課題ですよね。

これを、ここは一応施設に関することなので、そこまで踏み込めるかどうかわからないですが、新労働施設の機能というふうに考えれば、やはり検討すべき課題だというふうに認識しています。

それはもう前々から、一緒に、報告書という話は出ているのでぜひともそれは踏み込んでいきたいというふうに認識しています。

ワンストップ相談窓口のお話に関連してですが、あまり時間がなくなったので、ちょっと最後、はい、すみません。

→　先ほど言いました、５年後６年後までにできることがあるんじゃないかということと、今のワンストップ窓口ということ全部ひっくるめてですけれども、合流する話なんですけど、それまでにだからワンストップ窓口が機能するように、様々な現場の話など、とにかく作っていかなきゃいかんわけですよ。現場の人たちの、もちろん声も聞くけど、いろんな流れですよね。

具体的な流れ、地域資源のチェックとかね。そういうのでそれでその場合に一つ今現在あるものとして私前から思っているんだけど、あいりん地域モデルケース会議っていうのがね、毎月やっているんですよ。

もう５年もやっているんですよ、現場の人たちの集まりなんだけども、あれを作ったときの最初の構想はもっと大きな話し合いの場、話し合いっていうか議論の場というのをイメージしているんですよ。

それが月々のちっちゃい現場の本当にその生活保護を適用するためのスキル的なところの話を言ってしまっていて、本来の姿とは違っていて、ワンストップ窓口っていう大きな展開をこれからしようと思えば、そのモデルケース会議を一つ活用してね、そこからアップデートですよね。

そういうことを私は思っているんですけど、それは両方救うことになると思っているんですけどね。

ちょっと突飛に聞こえるかもしれないですけど、現にあるものをとにかく活用して、この４年５年間の間にそこのところを磨いていって、2031年にさあスタートするぞというときには、ワンストップ窓口っていうのが大きく機能していると、いつの間に練習していたんですかみたいな形でスタートできるようにしなきゃいけないなというふうに思ってるんです。31年からスタートじゃなくてね。

まだ細かく私の頭の中で貰ってきてるわけじゃないけど、はい。

有　　実際にいろんな課題を抱えた人たちの相談を日々あるわけですね。

そういった丁寧に答える仕組みっていうのは、いきなりできるわけじゃないです。

そういう意味では、もう今からは一つ一つ丁寧にそれを積み上げていく一つの土台としてこのモデルケース会議も活用することを検討したいと思います。ありがとうございました。

それでは大阪労働局さん、お願いいたします。

国　　はい大阪労働局でございます。私の方から、冒頭有識者の方からございました第68回ですね、労働施設検討会議の議事要旨の２ページの、労働局の関わりについてのことでいくつかご意見いただいた中で、ちょうど二つ目のところなんですけれども、あいりん職安は一番の責任者として責任を持つことということで日雇い労働者の紹介だけではなくて、もっと色々な人が仕事を見つけることができるように、国が主導してややるように、というような意見を頂戴したところでございますけれども、これに関しましては、就労施設でいわゆる就労支援の出口としての、一般の職業紹介機能につきましてはですね、地方公共団体との連携による一体的事業において参画するという旨を示させていただきまして、大阪府様、大阪市様、西成区様、これまで検討を進めてきたところでございます。

当局がこの会議におきまして令和２年の６月に一体的実施事業の提案をさせていただいて以来、何も変わっておらず、一体的事業を見て、参画との認識であるということは、皆様の方にご理解いただければというふうに思ってございます。

本日お手元の方に資料の方、横書きの資料で、ハローワークと地方公共団体のワンストップ支援事業、一体的実施事業というところで紙資料を配付させていただいております。

これは厚生労働省のホームページからできたものなんですけれども、ご覧いただいたらもうわかりやすいスキームかなと思うのですが、まず、地方公共団体の施策ですね。

例えば福祉政策であったり、住宅の政策と職業能力開発の政策等々です。

この国の全国ネットワークを生かした職業紹介、職業相談、ハローワークこちらは、地方公共団体様からご提案をいただいて、協定を締結し一緒になって、運営協議会を設置。実際調べていただいたオファー通りで、一体的実施にて、それぞれの強みを生かした事業展開していくということになってございます。

1枚めくっていただきますと一体的実施事業の取り組み状況というところでございますけれども、全国でこの一体的実施事業を実施中の、地方公共団体合計で187団体、34都道府県、153の市区町村でやっているということでこれが令和6年4月現在のものとなっております。

実際の、どういったことをされているのかというところですが、次のページ見ていただきますと一体的実施事業の取り組み事例というところで四つほど挙げさせていただいておりますけれども、まず、一つ目がハローワーク西淀川ということで、これは大阪市さんとの一体的実施事業、これまでの会議の中でありました、いわゆる一般型いうような形のものとなっております。

大阪市さんの方の取り組みで、適性検査だったり、キャリア形成セミナー等々を実施いただいて、ハローワークへ繋いでいただいてハローワークの方で、職業紹介職業相談を実施しまして、就職に結び付けていくものというところでございます。

次に、見ていただきますと、就労支援高槻、大阪府高槻市との連携事業でございますが、これがいわゆる生保型というものとなっております。

生活保護受給者の方を市役所とハローワークが一体となって就労に結びつけていくというものとなっております。

次に見ていただきますと、ジョブスポット綾瀬というところで、これは神奈川県の取り組みになるんですけれども、神奈川県綾瀬市の方で行っている事業でございまして、一般型の事業となってございますが、綾瀬市が就労に向けた総合相談という中で、生活困窮者であったり生活保護受給者、1人親家庭、高齢者、障がい者、外国人等の、こういった相談をしていく中で、ハローワークの方に繋いでいただいて、職業紹介職業相談するといったような流れとなってございます。

次を見ていただきますと、山形県の取り組みのご案内ですがこれもいわゆる一般型の事業でございます。

こちらは子育て中のお母さんの支援ですね、仕事と家庭の両立に向けた支援というものを、県の提案によって一体型の事業として運営しているという取り組みのご案内となっております。

このようにご覧いただきましたら、地方自治体の方からかなり裁量を持って、といった、取り組みあってくるか言うたら提案をいただければ、結構幅広にですね、支援していけるのかなというふうに考えてございます。

この間本会議で出ていますけれども、障がい者の方であったり外国人の方、高齢者、若者、女性ですね、こういったところの課題のある方に対して、支援で対応していってほしいという意見もたくさんいただいております。

私どもとしましては可能な限り、対応する方向で検討してるというところでございますけれども、先ほど何回も重複になりますけれども、一体的実施事業につきましては、大阪府様、大阪市様、西成区様から、ご提案いただいて、それぞれの役割を決めて実施して、二重行政にならないようにそれぞれの強みを活かして、実施するというものになっておりますので、今後、皆様から見ていただいて、国の方は、府市任せになってるというようなことを、そう思われないように、我々も行政間でしっかり協議していきたいというふうに思っていますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

有　　はい、どうもありがとうございます。何か皆さん方の方から質問があればと思います。

有　　すみません、今後議論の進め方について確認したいのですけども、改めて、計画を見直して修正版の基本計画を作っていかないといけないというのは新しい状況っていうことなんですけども、今後頻繁に、労働施設検討会議が行われると思うんですけども、そこでおそらく重要な議論になるのが、スペース、特に一体的実施事業、あるいはワンストップ相談窓口、この二つが核になると思いますけども、こういう事業を行うために必要なスペースはどれほどか。あとどれぐらいの人員が必要なのか、実際どういうふうに連携をしていくのかっていうスキームの話、この三つぐらいかなと思います。

一体的実施事業の概略についてですけども、どれぐらいのそのスペース、どれぐらいの人員を配置しているのか、どれぐらいの利用者がいるのか、この辺りちょっと示していただけると、シミュレーションしやすくなるかなというふうに思うんですよね。

なので、ぜひともそれはちょっとお願いしたい。

それから、会議に出てらっしゃらない方もいると思うんですけど、エリマネの就労福祉専門部会のワーキンググループを立ち上げて、新しいあいりん総合センター跡地の労働施設にどんな方が来られるのかっていう、そういうふうなシミュレーションを８回ほど時間をかけてやったんですよね。

どんな方が来られるか、それでどういう支援が必要かってことをやったんですけど、まだ議論できていないのが、やはりどれぐらいの人員が必要なのか、どれぐらいの空間が必要なのかとかはまだ詰められてないので、それはこの労働施設検討会議で議論していけたらいいのかなっていうふうに思っています。

なので、どんな議論したのかっていうのは労働施設検討会議でも共有させていただければなというふうに思います。

有　　はい、ありがとうございます。

ワンストップの方の取り組み等、これが本当に実現するのであればということですが、その場合一つのキーポイントとしても非常に大きな幅があります。

労働局さんの方でご紹介いただいたいくつかの事例を見ていくと、例えば生保型と一般型との２つあると思うんですけども、仮に一般型の方を選んだとしても、相談あるいは支援の対象は生保受給者が少しは入るのがいいということや、逆のこともありうるということでいいですかね。

国　　そもそも一体的実施事業ではなくてもですね、一般のハローワークでも、生活保護を受給されている方いらっしゃいますので、そこは全然問題ありません。

有　　そうすると一般型・生保型っていう枠組みは、担当部署がどこなのかによって変わるだけの話であって、実際に相談に来られる方たちはそんなに選別しないよというふうに理解していいのですか。そこまで課題を理解してないので、ちょっとその辺りちょっと教えてほしいのですが。

国　　すみません。生保型に関しては、やっぱり福祉事務所との連携っていうことで生活保護を受けている人を就職による自立に導こうというふうなことで、その福祉事務所と横づけ、同じ建物とかいうふうな形でちょっと作りまして、だから生活保護のご相談っていうか、認定になんか来られたときに、そのままハローワークの窓口を行っていただいて、一貫して仕事の相談をできるというふうなのが生保型ということになっております。

生保型の方は結構ちょっと制限がありまして、利用者の半分以上が生保受給者でその事業にちょっと誘導されてきた人というふうな縛りがあるものですから、一般型はまずその点での縛りがないというような形になっており、一般型でも当然、その生保型というふうな形の事業ではないのですけど、生保事業者の方も一般ハローワークを利用するような形でまとめて今までどおり、施設を利用できるというふうなのはありますから一般型であれば、生保受給者の方も対応可能であります。

生保型で言っているような一貫した支援という形にはなってないですよっていうだけの話ですね。生保受給している人が、普段は区役所にその生保の関係の手続きに行くんでしょうけど。

そして別途ハローワーク、今やったら、天下茶屋や阿倍野に行ったりして仕事の相談とかをしておられると思うんですけど、もし、西成に一般型の施設ができれば利用してもらえるんじゃないかなというふうに思っております。

有　　はい、ありがとうございます。非常にいい話であると思っています。

ちょっと９時になって本当は終わらないといけない時間なんですが、ちょっとだけ最後にコメントさせていただいて終わろうと思っています。

ワンストップ相談窓口は基本的に福祉の領域に属しているということで、もちろん就労のことも当然扱うんですけど、とりあえず市ベースのところで議論をしている中で、ただ就労も府さんとの関係をどういうふうに行っていくのかっていうところがちょっとそこは議論になるということです。

一体的事業実施に関しては、一般型であれば、生保受給者も、これ数字的に半分は実際にこういうことないけども、そういう縛りはないという。

そうすると、一般型の方が使い勝手がいいと、ただ福祉への繋ぎに関しては、十分な対応はできるかどうかちょっとわからないところがあるっていう話だったと思っています。

福祉への繋ぎのところは区役所さんの生保担当・生活困窮の担当者の方が、ワンストップに張り付きながら、一体的事業実施とワンストップの、ここも一体的にする、そういうふうにすれば、全部うまく１ヶ所で収まる。こういう理解ですね。ちょっときちっとしたいい絵が書けそうな話をいただいたなと実は思っています。

前はね、そこまでお話を聞けていなかった。一般型があって、生保型があって、どちらを選択しなさいねっていうふうなことでしか説明いただけなかった。

労働局さんが悪いとか言っているわけじゃないんですけども、ちょっと踏み込んだ提案をいただけて少し先が見えました。ありがとうございます。

時間も押し迫ったので終わりたいと思うのですがよろしいですか。

区　　すみません西成区です。一体的実施事業について私の方から、状況について補足させていただきたいと思います。

まず現状においてですね、一体的実施事業、大阪市、おそらく大阪府さんもだと思うんですけど、まだ新今宮でできるという確信を持っている状況ではございません。

お配りされた資料にはありませんけど、大阪市においては、天下茶屋にしごと情報広場という一般型の大阪市実施事業の場所がありまして、淀屋橋の市役所にある市民局という部署がね、所管しているところなんですけど。

大阪府さんにおいては、北浜にOSAKAしごとフィールドっていうものを、同じく一体的実施事業の施設として既にある状況です。

これは労働局さんからお聞きしているのですけど、同じエリアに、同じ自治体で2ヶ所以上で一体的実施事業の実施することはできないともお伺いしているところです。

つまり、既存施設の新今宮については、新設ではなくて、既存施設の移設を検討することになるのでしょうけど、現状では大阪市の市民局においても、また大阪府さんの担当部門においてもそれぞれの施設を現在の場所から移転する理由はない状況とお聞きしています。

また現在の天下茶屋や北浜の設置に当たりましては、それぞれの地域事情や周辺施設との関係、設置費用などを見た上で設置されているものと思います。

労働局さんとして移設を目指すのであれば、労働局さんからそれぞれの府市担当部門に対してですね、交渉を行っていただく必要があると思いますが、少なくとも現時点では、労働局さんから、例えば我々でいうと市民局に対して、移設に当たっての現実的なプランが示されている状況ではないとお聞きしています。

区役所としましては、このお話に協力はさせていただきたいと当然思っているのですけど、労働局さんとそれぞれの担当部門との交渉において、労働局さんが例えば移設費用負担とかも含めて、また元々例えば天下茶屋にあるからにはそれなりの地域事情は当然あるんですけど、その辺のクリアも含めて、現実的な自治体が飲める案を提案いただきたいですし、妥結点が見つからず一体的実施事業を実施できないとなった場合は、労働局さんから、自治体が求める提案がなかったものとして整理せざるを得ないものと思っています。

皆様ご理解のことと思いますが、そもそもの趣旨としては労働局さんとして一般職業紹介を行うことが目的であり、一体的実施事業を実施することが目的ではないはずです。

西成区としても協力はさせていただく所存ではありますけど、どうしても労働局さんと府市の担当部門と折り合いがつかなければ、労働局さんには一体的事業ではない別のプランをご提案いただくご検討いただく必要があろうかと思いますので、その点は先にお伝えさせていただきます。

以上ちょっと水を差すようで申し訳ないんですけど、現状補足させていただきました。

有　　はい、どうもありがとうございます。

行政それぞれの立場、制度的な制約があるもので調整を図っていくのかこれは非常に難しい課題ですよね。

本当はもっと早くこういう話が表に出て前に進むような議論を進めて欲しかったんですけれども、今出てきた話を速やかに、行政それぞれの間で議論を重ねて結果的にいい方向で案を示していただければというふうに思います。

これ次回までと言うには、ちょっと時間かかるかもしれませんが、ただそういう意味で色々対応お願いしたいと思います。

有　　すみません一言だけ、特区構想が始まってこれだけの時間がかかりまして、ようやく同施設を具体的にこれから解体後ですね、形になっていく段階ですので、委員の皆さんもいろんな中々折り合えないところも含めて調整しながらの段階だと思うんですね。やっぱりこれからそれこそ行政としても、国と府市が今まさに連携してやっていこうという大きな枠組みでありますので、それぞれがお互いのやることでちょっと前向きに連携できるようにできるようになった。

ですので、ぜひそこでお互いが調整できないことがないようにですね、進んでいただければなと思います。以上です。

有　　はい、ありがとうございました。それでは最後ちょっと。

府　　すみません大阪府です。先ほどからいろいろご意見をいただいてワンストップとかも含めてですね、今後の進め方、先ほど有識者からもお話がございましたとおり、ワンストップ検討にあたっては、施設検討会議と合わせて、その労働福祉のワーキングの中で、検討させていただいて、同時開催を含めて、進め方を別途検討というか調整をさせていただきたいと思っておりますので、そこは次回の締め方を受けてですね、私どもの方で調整をさせていただきたい。

あともう一点、先ほど私の方から申し上げた色んな課題が中々進めにくいというところでございます。先ほど有識者からの方もお話ございました通りですね、今の目標の年次っていうのはあくまで目標のイメージであって、そこに何とか達成していきたいと思っておりますのでぜひともご協力、それぞれの部分でのご協力をいただけたらと思っています。

ただ、この年数だけが、先走りしてしまうと誤解を生じると思いますので、あくまでも５年後６年後にできるっていうのは、スムーズにこういったところの整理ができれば、５年後６年ぐらい待てばできますけれども、そこにあたっては皆さんのご協力っていうのが非常に必要になってくると思いますので、そこは西成区さんも仰った、私どももそうなんですけれども、それぞれ議論を進めていく上でのワンストップを含め、必要な議論というのは進めていきたいなと思っておりますので、年次ということだけではなくてそこはきっちりと丁寧に議論をさせていただきたいと思います。以上でございます。

有　　はい、ありがとうございます。

まだ最後まとめてないと思いますので、手みじかにしますが、今日はたくさんのご意見をいただきました。

基本構想でありますビジョンは既に出来上がったものでありますが、それと今日のご意見を照らしあわせながら整理し、さらに事務局中心に検討を重ね、次回のこの会議では次に進めることができるような案を示していければというふうに思っております。

引き続き地域の皆様方の要望・課題をしっかり受け止めながら、整理するとともに建設に関して制度的な制約、条件も色々あるので、そういったものを一方できちんと押さえながら進めていきたいと思います。

そしてなるべく早く一応大阪府さんが言ったように、スケジュールありきでは決してないんですけれども、そうは言っても、なるべく早く進められるように皆様方と一緒に今進めていきたいと思っております。

今後とも引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

府　　最後すみません、最後に事務局の方からご連絡させていただきます。

次回の労働施設検討会議につきましては、第70回になりますが、改めて会議の進め方、日程などを調整し、開催のご案内をさせていただきたいと思います。ご了承いただきたいと思います。

あともう一点、前回2月27日に行いました第68回会議の議事概要を今日お手元の方にお渡しさせていただいたのですが、そちらの意見等ございましたらその報告は5月15日までに、大阪府の方までご連絡いただきたいと思います。

なお、前々回の第67回の議事概要について大阪府のホームページに掲載をしておりますので、またご確認いただければと思います。

区　　最後に言ってすみません。次回からですね、垣田先生がオブザーバーでタイミング合えばですけれど、参加させていただくという段取りになっております。

垣田先生は就労福祉専門部会とかワンストップワーキングとかでもやっておられた方々の方なので非常にいいご意見いただけると思いますので、また次回も先生とタイミングが合うかわからないですが、ひとまず参加予定だということでお知らせをさせてください。

よろしくお願いします。

有　ご説明どうもありがとうございます。はい。以上です。

どうもご苦労様でした。ありがとうございました。